

# 監 査 報 告 書

平 成 22 年 6 月

兵 庫 県 監 査 委 員

兵監委報第8号  
平成22年6月2日

兵庫県知事 井戸敏三様

兵庫県監査委員

印

天宅陸行 (印)

北林泰 (印)

小林喜文 (印)

松本義宏 (印)

### 監査の結果について

地方自治法第199条第9項の規定により、平成22年4月20日から5月24日までの間に実施した地方機関等の監査の結果を別添のとおり提出します。

## - 目 次 -

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 第1 監 査 の 実 施               | 1  |
| 1 監 査 の 実 施 方 針            | 3  |
| 2 監 査 の 対 象                | 3  |
| 第2 監 査 の 結 果               | 5  |
| 1 総 括                      | 7  |
| 2 指 摘 の 状 況                | 7  |
| 3 主 な 指 摘 事 項              | 9  |
| 4 留 意 ・ 改 善 ・ 要 望 事 項      | 10 |
| 5 平 成 21 年 度 重 点 監 査 の 結 果 | 10 |
| 第3 指 摘 項 目 の 内 容           | 13 |
| 地 方 機 関 等                  | 15 |

# 第 1 監 査 の 実 施



## 1 監査の実施方針

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、重点監査項目に留意し監査を実施した。

## 2 監査の対象

監査の対象とした75地方機関等の名称及び監査の実施日は、次表のとおりである。

| 実 施 機 関 名                          | 監 査 実 施 日  |
|------------------------------------|--|
| 企画県民部 東播磨県民局                       | 平成22年5月11日、5月12日                                       |
| 北播磨県民局                             | 平成22年5月20日、5月21日                                       |
| 西播磨県民局                             | 平成22年4月22日、4月23日                                       |
| 広域防災センター                           | 平成22年5月24日   |
| 健康福祉部 中央こども家庭センター                  | 平成22年5月12日   |
| 県立明石学園                             | 平成22年5月14日   |
| 食肉衛生検査センター                         | 平成22年4月26日   |
| 農政環境部 県立農林水産技術総合センター               | 平成22年5月21日   |
| 教育委員会 播磨東教育事務所 外3機関<br>明石高等学校 外50校 | 平成22年4月20日、4月26日、<br>4月27日、5月10日、5月12日、<br>5月14日、5月24日 |
| 公安委員会 明石警察署 外11署                   | 平成22年4月26日、5月10日、<br>5月14日、5月24日                       |



## 第 2 監 査 の 結 果



## 1 総括

今回の監査の結果、地方機関等に対する指摘は、10機関等、23項目で、また、内容面では収入事務が11項目で、全指摘項目の約半数を占めている。

収入事務については、大学・高校奨学資金貸付金返還金及び港湾施設使用料等の収入未済や200万円以上の県税高額滞納等であることから、新規の滞納発生防止に努めるとともに、個々の状況に応じた対策を積極的に講じ、収入の促進に努められたい。

このほか、工事事務をはじめ、基本的な確認等が不十分なことに起因していると考えられる事務処理誤りも引き続き発生しており、その防止については、チェック体制の強化などを従来より求めてきたところである。これまで講じてきた対応策が十分に機能しているかの検証も行うなど、内部統制の確立に向けた取組になお一層努められたい。

なお、指摘事項のほかに、今回の監査等を通じ、事務執行に関してより効果的かつ効率的に推進していくための取組方策等について「留意・改善・要望事項」及び「平成21年度重点監査の結果」として取りまとめたので、今後の事務執行等に際して特段の配慮を願いたい。

## 2 指摘の状況

地方機関等ごとの指摘項目数は、次表のとおりである。

| 機 関 名          | 予算執行 | 収入 | 支出 | 財産 | 工事事務 | その他 | 合計 | 指摘項目の内容 |
|----------------|------|----|----|----|------|-----|----|---------|
| 東播磨県民局         |      | 3  |    | 1  |      |     | 4  | 15頁     |
| 北播磨県民局         |      | 1  |    | 2  | 1    | 1   | 5  | 15頁     |
| 西播磨県民局         |      | 2  |    | 1  | 2    |     | 5  | 16頁     |
| 中央こども家庭センター    |      | 1  |    |    |      |     | 1  | 17頁     |
| 県立農林水産技術総合センター |      |    |    | 1  | 1    |     | 2  | 17頁     |
| 播磨東教育事務所       | 1    | 1  |    |    |      |     | 2  | 17頁     |
| 明石高等学校         |      |    | 1  |    |      |     | 1  | 18頁     |
| 松陽高等学校         |      | 1  |    |    |      |     | 1  | 18頁     |
| 相生産業高等学校       |      | 1  |    |    |      |     | 1  | 18頁     |
| 龍野北高等学校        |      | 1  |    |    |      |     | 1  | 18頁     |
| 合 計（10機関）      | 1    | 11 | 1  | 5  | 4    | 1   | 23 | -       |

なお、次の地方機関等については指摘はなかった。

|       |  |
|-------|--|
| 企画県民部 | 広域防災センター   |
| 健康福祉部 | 県立明石学園、食肉衛生検査センター  |
| 教育委員会 | 県立教育研修所、県立図書館、県立考古博物館、明石南高等学校、錦城高等学校、明石北高等学校、明石城西高等学校、明石清水高等学校、明石西高等学校、農業高等学校、加古川北高等学校、加古川東高等学校、加古川西高等学校、加古川南高等学校、東播工業高等学校、西脇北高等学校、西脇高等学校、西脇工業高等学校、三木北高等学校、三木東高等学校、三木高等学校、高砂高等学校、高砂南高等学校、小野高等学校、小野工業高等学校、北条高等学校、播磨農業高等学校、吉川高等学校、社高等学校、多可高等学校、東播磨高等学校、播磨南高等学校、相生高等学校、龍野実業高等学校、龍野高等学校、赤穂高等学校、新宮高等学校、太子高等学校、上郡高等学校、佐用高等学校、山崎高等学校、伊和高等学校、千種高等学校、のじぎく特別支援学校、いなみ野特別支援学校、東はりま特別支援学校、北はりま特別支援学校、播磨特別支援学校、赤穂特別支援学校、西はりま特別支援学校 |

|       |  |
|-------|--|
| 公安委員会 | 明石警察署、三木警察署、社警察署、加西警察署、西脇警察署、加古川警察署、高砂警察署、たつの警察署、相生警察署、赤穂警察署、佐用警察署、宍粟警察署 |
|-------|--|

### 3 主な指摘事項

指摘のあった10機関、23項目のうち、主な指摘事項とその内容は次のとおりである。

#### (1) 収入の促進について

ア 大学奨学資金貸付金返還金及び高校奨学資金貸付金返還金の収入未済額は、前年度同期と比較すると2,306,470円増加（増加率0.9%）し、273,542,980円となっている。

（播磨東教育事務所）

イ 200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると101,244,513円減少（減少率31.4%）しているが、なお221,111,450円ある。

（東播磨県民局73,167,037円、北播磨県民局45,222,500円、西播磨県民局102,721,913円）

ウ 港湾施設使用料等の収入未済額は、前年度同期と比較すると2,308,623円減少（減少率14.9%）しているが、なお13,237,106円ある。

（東播磨県民局7,545,980円、西播磨県民局5,691,126円）

#### (2) 補助金の交付決定について

支出の原因となる補助金の交付決定をする場合は、財務規則に定める方法により予算の令達を受け、支出負担行為の決定を行わなければならないが、平成21年度地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業補助金において、当該事業の予算が令達されていないのに、補助金の交付決定を行っているものが、6件、8,520,000円あった。

#### (3) 通勤手当の返納額の未通知について

知事部局において所属を異にする人事異動に伴い異動前に支給された通勤手当の返納が生じる場合は、新所属が返納額を計算してその額を旧所属に通知し、これに基づき旧所属が返納に係る事務を行うこととなっているが、この通知を旧所属にしていないものが、8件、356,566円あった。

#### (4) 工事の設計誤りについて

アスファルト舗装版の取壊しにおいて、取壊し数量の増加に伴い殻処分量も増加したにもかかわらず、設計の変更に当たり殻処分量を変更しなかったこと等のため、公共事業道路交通安全施設整備事業の設計が、1件、752,850円過少設計となっていた。

このほか、設計誤りが、3件、1,338,750円あった。

#### 4 留意・改善・要望事項

財務に関する事務の執行等に関連した留意・改善・要望事項は次のとおりである。

##### (1) 適切な予算執行について

主な指摘事項にも記載しているとおり、当該事業に係る予算令達が行われていないにもかかわらず、補助金の交付決定を行っているものがあった。

財務規則等で定められた予算執行上のルールに反するこうした事務処理が行われることとなった要因・背景について検証するとともに、担当者同士の相互チェックや決裁承認などの内部統制のあり方についての再認識を行うなど、コンプライアンスの徹底に努められたい。

##### (2) 任意団体への支出について

県民局が事務局となっている任意団体に対して、各種の負担金や補助金、委託料が支出されているが、団体として行われる申請や報告に対する県としての確認及び支出事務は、当該団体の事務局のある同じ県民局で行われている。

これら団体に対する事務処理については、同一の県民局内でのやりとりになることから、確認事務が形式的になることも懸念されるところであるので、内部牽制のあり方について、特段に留意されたい。

##### (3) 公金を使用した物品の着服事件について

元中播磨県民局姫路港管理事務所職員による公金を使用した物品を着服する事件が発生した。

今回の事件は、会計経理や契約の事務処理に対し、複数人によるチェック体制が機能していれば予防できていたものと考えられることから、チェック体制の確保など再発防止に向けた改善策を早急に講じられたい。

#### 5 平成21年度重点監査の結果

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理を監査するに当たり、毎年度、重点的に監査する項目を定め、当該項目について濃密な監査を実施しており、平成21年度は収入事務及び債権管理事務を重点監査項目として実施したが、その結果、今後留意・改善を要するものが次のとおりあった。

##### (1) 収入の促進について

県税高額滞納や地域改善対策高度化資金貸付金償還金、県営住宅使用料等の収入未済、県立病院の診療報酬の未収金など、依然として多額の収入未済等が発生している。

県財政の厳しい状況が続くなか、新行革プランを着実に推進するためにも、これら自主財源の確保は喫緊の課題ともいえることから、個々の収入未済等に応じた対応策を積極的・効果的に講じるとともに、新規発生防止に努めるなど、その解消に努められたい。

(2) 収入事務について

本庁及び地方機関等において、抽出で監査した結果、以下のとおり問題点が見受けられた。

| 会計                        | 項目                 | 指摘・指導項目数 | 指摘・指導金額等   |
|---------------------------|--------------------|----------|------------|
| 一般<br>会計<br>・<br>特別<br>会計 | 占・使用料等の過大徴収等       | 3        | 127,297円   |
|                           | 占・使用料等の過少調定        | 7        | 1,261,019円 |
|                           | 占・使用料等の調定漏れ        | 4        | 223,820円   |
|                           | 財産使用料等の調定遅れ        | 2        | 4,075,702円 |
|                           | 収入科目等の誤り           | 3        | 395,491円   |
|                           | 使用許可等なく電線を共架された電力柱 | 3        | 32本        |
| 病院<br>事業<br>会計            | 収益の過大計上            | 1        | 320,750円   |
|                           | 収益の過少計上            | 3        | 2,424,140円 |
|                           | 未収金の過大計上           | 1        | 2,881,548円 |
|                           | 未収金の過少計上           | 3        | 3,981,906円 |
|                           | 使用許可等なく電線を共架された電力柱 | 1        | 4本         |

これらの多くは基本的な事務処理誤りによるものであることから、より実効性の高いチェック体制を整備し、その的確な運用を行うなどして、同様の事務処理誤りが生じないように注意されたい。

(3) 債権管理事務について

本庁及び地方機関等において、抽出で監査した結果、以下のとおり問題点が見受けられた。

| 会計       | 項目         | 指摘・指導項目数 | 指摘・指導金額等 |
|----------|------------|----------|----------|
| 一般<br>会計 | 不納欠損決定の誤り  | 1        | 61,800円  |
|          | 滞納処分費の徴収誤り | 1        | 15,800円  |
| 病院事業会計   | 不納欠損決定の誤り  | 1        | 43,310円  |

このほかにも、滞納者へのアプローチが不十分と思われるものや償還台帳の整理が不十分なものなど、今後の事務処理において留意すべきものも見受けられた。

これら債権管理事務については、収入の確保を図る観点からも適正に行わなければならないので、チェック体制の強化を図るなど、今後の事務処理に当たり注意されたい。



### 第 3 指 摘 項 目 の 内 容



地方機関等

## 企画県民部関係

東播磨県民局

総務室

経理事務について

雑入（行政財産の使用許可に伴う光熱水費等）が、3件、57,316円過大徴収となっていた。

加古川県税事務所

収税事務について

平成21年度（12月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも増加しており、その人数は19人、総額は73,167,037円である。

加古川土木事務所

1 収入の促進について

平成21年度（12月末現在）における港湾施設使用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも減少しているものの、その件数は43件、総額は7,545,980円で、うち滞納繰越分は、31件、6,573,690円である。

2 占・使用許可事務について

平成21年3月に許可期間が満了した河川占用等のうち、21年12月末現在許可更新手続未了のものが3件ある。

北播磨県民局

総務室

1 経理事務について

人事異動に伴う通勤手当の返納額を旧所属に通知していないものが、8件、356,566円あった。

## 2 物品の損傷について

平成21年3月31日及び6月19日に自損事故により、公用車2台を損傷していた。

### 加東県税事務所

#### 収税事務について

平成21年度（12月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、滞納額は増加しており、その人数は7人、総額は45,222,500円である。

### 加東土木事務所

#### 1 占・使用許可事務について

平成21年3月に許可期間が満了した河川占用のうち、21年12月末現在許可更新手続き未了のものが1件ある。

#### 2 工事関係事務について

公共事業道路交通安全施設整備事業の設計が、1件、752,850円過少設計となっていた。

### 西播磨県民局

#### 総務室

#### 物品の損傷について

平成21年2月4日及び8月5日に追突事故等により、公用車2台を損傷していた。

### 龍野県税事務所

#### 収税事務について

平成21年度（11月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも減少しているものの、その人数は11人、総額は102,721,913円である。

### 光都農林水産振興事務所

#### 工事関係事務について

森林管理道開設事業の設計が、1件、277,200円過少設計となっていた。

## 光都土木事務所

### 1 収入の促進について

平成21年度（11月末現在）における港湾施設使用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、収入未済額は増加しており、その件数は38件、総額は5,691,126円で、うち滞納繰越分は、28件、2,811,046円である。

### 2 工事関係事務について

緊急道路整備事業の設計が、1件、656,250円過少設計となっていた。

## 健康福祉部関係

### 中央こども家庭センター

#### 収入の促進について

平成21年度（12月末現在）における児童福祉施設弁償金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は751件、総額は11,941,240円で、うち滞納繰越分は、560件、9,177,604円である。

## 農政環境部関係

### 県立農林水産技術総合センター

#### 1 物品の損傷について

平成21年9月1日に追突事故により、公用車1台を損傷していた。

#### 2 工事関係事務について

増殖場造成等調査事業の設計が、1件、405,300円過少設計となっていた。

## 教育委員会関係

### 播磨東教育事務所

#### 1 収入の促進について

平成21年度（12月末現在）における大学奨学資金貸付金返還金及び高校奨学資金貸付金返還金の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は3,268件、総額は273,542,980円で、うち滞納繰越分は、2,857件、233,762,810円である。

## 2 予算執行について

予算が令達されていないのに、補助金の交付決定を行っているものが、6件、8,520,000円あった。

### 明石高等学校

#### 経理事務について

勤勉手当が、1件、77,928円過大支給となっていた。

### 松陽高等学校

#### 授業料の徴収状況について

平成21年度（12月末現在）における定時制高校授業料の納期内納付率は、66.7%で低率であり、また、全日制高校授業料の収入未済額は、50件、490,050円、定時制高校授業料の収入未済額は、116件、311,300円である。

### 相生産業高等学校

#### 授業料の徴収状況について

平成21年度（11月末現在）における定時制高校授業料の納期内納付率は、84.6%で低率である。

### 龍野北高等学校

#### 授業料の徴収状況について

平成21年度（11月末現在）における定時制高校授業料の納期内納付率は、81.8%で低率である。